字吉倉ム　一三番甲二　十二号
七番　十四号
字吉倉ユ　五九番　十三号
六八番　十五号
一番　十七号
字吉倉ツ　二六八番　十六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堅田川一号谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県金沢市堅田町ヌ
五番七　一号から三号まで
三番一　四号及び七号
三番二　五号及び六号
二番二　八号及び九号
二番三　十号
二番七　十一号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三眛谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県白山市月橋町ツ
六〇番三　一号
六〇番一の一　二号
七六番　三号
八〇番　四号
七九番　五号
八三番一　六号
八三番二　七号
四三番一　八号
四八番一　九号
石川県白山市月橋町リ
七六番五　十号

○国土交通省告示第五百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
黒岩
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
埼玉県入間郡越生町大字黒岩
字小谷戸　三八四番一　一号及び二号
三八五番一　三号
四〇〇番　四号
三九九番　五号及び六号
字日影　四〇二番　七号
四〇三番　八号から十号まで
字慶應　三六四番　十一号及び十二号
三六七番　十三号及び十四号
字南沢　三五三番　十五号
三三四番一　十六号

○国土交通省告示第五百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
朽木中谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県美作市朽木
字谷尻　二八二番二
字伊屋谷　二八〇番
三四八番　八号
三四五番　二十二号から二十五号まで
三四九番一　二十八号
三五三番一　三十三号
字伊弥谷口　三五四番　六号、七号、二十九号及び三十号
三五四番地先道路敷　三十一号及び三十二号
字尾方　六〇三番一　九号から十六号まで
六〇三番四　十七号及び十八号
字宇祢畑　六一三番　十九号から二十一号まで
字小山　三四三番　二十六号及び二十七号
三〇六番二　三十五号

○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年五月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年六月八日（予備、同月九日から同月十二日までの間）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年六月八日（予備、同月九日から同月十二日までの間）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年六月十一日から同月十三日までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒
東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
東経一三〇度五九分五二秒